

性暴力と刑法を考える当事者の会

SANE（性暴力被害者支援看護師） 山 本 潤

<提言>

1. 性暴力の要件は、暴行脅迫ではなく、「同意の有無」「対等性」「強要性」にしてほしい。
2. 意思に反して性行為を強要された性暴力被害者を「性犯罪被害者」と認め、奪われた人権を回復させてほしい。
3. 人を性的なモノとして扱った加害者の責任を問い、性暴力の実態を反映した法律をつくってほしい。

1 私自身について

暴行脅迫のない性的行為は性犯罪ではないのか？ 同意がない、相手の意思に反した性的行為が性犯罪にならない理由は何か？

被害者が、性交に不同意である旨の意思表示ができないのは監護権のある人に対してだけか？ 教師やコーチ、雇用者、治療者、親戚等、本来子どもを守る立場の人に抵抗することは難しいのではないか？

身体境界線はどこにあるのか？ 挿入物が、性器でも指でも物質でも侵入されたことに違いはないのではないか？

2 性暴力加害とは

性暴力は、性的欲求のみではなく、加害者が攻撃、支配、優越、男性性の誇示、接触、依存などの様々な欲求を性という手段、行動を通じて自己中心的に充足させるために被害者をモノとして扱うこと。

(藤岡淳子『性暴力の理解と治療教育』誠信書房・2006年15頁)

3 性暴力とは、「他者の意思に反して性行為を強要すること」

欧米では、同意の有無、対等性の有無、強要性の有無を性暴力か否かの判断基準として用いることが多い。

(1) 同意

同意は、単に「はい」と言ったということではなく、

ア 年齢、成熟、発達レベル、経験に基づいて、提示されたこと（何らかの性行為）が何であるかを理解していること

イ 提示されたことへの反応について社会的な標準を知っていること

ウ 生じうる結果やほかの選択肢を認識していること

エ 同意するのもしないのも同様に尊重されるという前提があること

オ 自発的決定であること

カ 精神的・知的な能力があること

のすべての基準を満たしていなければならない。(Ryan & Lane, 1997)

したがって、子どもに対する性行為は、すべて性暴力とみなされる。

(2) 対等性

対等性は、身体的・知的・感情的発達の差や、受動性と積極性、パワーと支配、権威といったものによって評価される。成人と子どもであれば、対等性を欠くことは比較的明らかであるが、例えば少年同士で年齢も近い場合、二人の関係性を慎重に評価する必要が生じてくる。どちらかが年長であったとしても、年長の者が必ず優位にあるとは限らない。自己イメージが低い少年の場合、関係性の中で低い位置に自らを置いてしまい、被害に遭う危険性が高くなるということもありうる。

(3) 強要性

強要性は、対等性とも関係してくるが、優位に立つ者がその立場を利用して、被害者の選択の自由を否定することである。また、関係性の中での二次的な利益と損失という形での強要もありうる。ある行為をすることを受け入れれば、何らかの利益を与える、あるいは受け入れなければ何らかの不利益を与えるということである。もちろん、もっと明白な暴力の脅しや暴力もありうる。

(藤岡淳子『性暴力の理解と治療教育』誠信書房・2006年12頁)



刑事裁判が何のメリットも自分にはないのは分かっています。でも裁判で自分が被害者だということを認められるまで、私は人間ではないんです。

毎日死にたいと思っていますが、今死んだら人間と認められないまま死ぬことになります。監禁されて人間扱いされなかった時の自分のままです。裁判で勝ったら、やっと安らかに死ねると思います。

宮地尚子「精神科医から見た性暴力被害の実態」(日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会編『性暴力被害の実態と刑事裁判』信山社・2015年41頁)

私たちの声を聴いてください

～性暴力被害者の声を反映した
刑法性犯罪の見直しを求めて～



性暴力と刑法を考える当事者の会

性暴力被害者の声を反映した刑法性犯罪の見直しを求めて 目次

性暴力の実態を反映した刑法（性犯罪）改正を求める声明・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 3
「性暴力と刑法を考える当事者の会」の活動について・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 4
性暴力被害者の声を反映した刑法強姦罪の見直しを求める要望書（2） 「私たちの声を聴いてください」・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 5
性犯罪被害当事者の声を届ける活動「私たちの声を聴いてください ～性犯罪被害者の声を反映した刑法性犯罪の見直しを認めて」シンポジウム・・・・・・・・	p. 12
性犯罪被害当事者の体験談 1 けいこさん・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 13
2 中島幸子さん・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 14
掲載紙・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 15



右から

S I A b. けいこさん 弁護士 村田智子さん NPO法人レジリエンス 中島幸子さん 山本潤

2015年12月9日開催シンポジウムより

性暴力の実態を反映した刑法（性犯罪）改正を求める声明

私たち「性暴力と刑法を考える当事者の会」は、性暴力の実態を反映した刑法の改正を求めます。

平成 26 年に警察が認知した強姦罪の件数は 1250 件でした。同年、内閣府男女共同参画局が実施した調査では「異性から無理矢理に性交された経験」のある人の中で警察に届けた人は 4.3%と報告されています。

日本の現状では多くの性暴力被害者が警察に被害を届け出ていません。

それは現行刑法の構成要件の狭さにあると私たちは考えています。

平成 26 年秋から「性犯罪の罰則に関する検討会」が開催され、現在は法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会で刑法改正について議論がされています。しかし、その内容は私たち性暴力被害者の現実からあまりにも遠いと感じています。

ひとつには法制審議会への諮問に暴行強迫要件が残ってしまったことがあげられます。

現行刑法の強姦罪では、相手の抵抗を著しく困難にする程度の暴行強迫がなければ強姦とは認められません。しかし、襲われた時人間には「凍りつき（フリーズ）」という反応が起こり、抵抗は困難です。また、親や教師、上司などの立場を利用した暴行強迫のない性暴力も起こっています。それなのに裁判では被害者が「どれだけ抵抗したのか」を問われる苦痛な状況が発生し、被害者にとって構成要件が高いハードルになっています。

性暴力は、性的欲求のみではなく、加害者が攻撃、支配、優越、男性性の誇示、接触、依存などの様々な欲求を性という手段、行動を通じて自己中心的に充足させるために被害者をモノとして扱うことと定義されています。

人をモノとして扱った加害者の行為を問う必要があるのに、そうはなっていません。

その結果、多くの性暴力被害者が性犯罪被害者として認められず、加害者は性暴力を繰り返し、地域の安全性が損なわれています。

性暴力被害が性犯罪被害として認められるために、刑法の構成要件を広げることを望みます。

被害者の人間としての尊厳を取り戻し、加害者も自分の行為が人を心身ともに深く傷つける犯罪であると認識し、性暴力が繰り返されないようする必要があります。

それが、誰もが安心して暮らせる社会を作ることにつながります。

この問題を次の世代にまで持ち越すことがあってはなりません。

刑法改正が、性暴力の実態を反映した、現状を解決するものにつながってほしい。そのために、私たちは性暴力の実態を反映した刑法の改正を求めます。

2016 年 1 月 12 日

性暴力と刑法を考える当事者の会 代表
山本 潤

「性暴力と刑法を考える当事者の会」の活動について

「性暴力と刑法を考える当事者の会」は、性暴力被害の実態と被害者の思いを伝えるために立ち上がった、性暴力被害者、ならびに性暴力被害を自分の事として考える者たちの会です。

刑法学者船山教授（日本大学）の勉強会を9/19、11/18に開催し、11/11には船山教授の解説付きの裁判傍聴を実施しました。10/12に村田智子弁護士（クラマエ法律事務所）の勉強会を開催。10/29には第1回目の要望書を、神本美恵子参議院議員立ち合いのもと、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会長宛で、加藤俊治・法務省刑事局刑事法制管理官に手渡しました。社会的関心は大きく、10/30付「毎日新聞」「西日本新聞」などで紹介され、11/16のジャパンタイムズでも活動が紹介されています。第1回目要望書は11/2法制審議会開催後に配布されました。更に論点を追加し、11/24には第2回目の要望書を、福島みずほ参議院議員の秘書の池田幸代さんが法務省に同行してくださり、山口厚部会長宛で、法務省刑事局局付の岡田志乃布さんに手渡しました。第2回要望書も、11/27の法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会会議の際に配布されました。

	法改正への動き	「性暴力と刑法を考える当事者の会」
2010/12/17	第三次男女共同参画基本計画	
2014/9/3	松島みどり元法務大臣の就任会見 強姦に関連する法定刑について発言	
2014/10/31 ~ 2015/8/6(全12回)	「性犯罪の罰則に関する検討会」設置 (法務省)	
2015/8/6	「性犯罪の罰則に関する検討会」 取りまとめ報告書確定	
8/12		「性暴力と刑法を考える当事者の会」結成
10/29		←法制審議会 刑事法（性犯罪関係）部会長宛に1回目の要望書を提出
11/2	法制審議会 刑事法（性犯罪関係）部会第1回会議開催	会議終了後に当会の要望書が配布される
11/24		←法制審議会 刑事法（性犯罪関係）部会山口厚部会長宛に2回目の要望書を提出
11/27	法制審議会 刑事法（性犯罪関係）部会第2回会議開催	
12/9		シンポジウム「私たちの声を聴いてください」開催
12/16	法制審議会 刑事法（性犯罪関係）部会第3回会議 開催	
2016/1~	法務大臣への答申 国会審議（予定）	声明書提出（予定）

※2016年は、当会の意見を**声明書**として提出し刑法改正の行方を見届けたいと思います。共に学び、意見を述べたいと思う方、ぜひ一緒に活動しましょう！saandcliminallaw@gmail.comまでご連絡下さい。

性暴力被害者の声を反映した刑法強姦罪の見直しを求める要望書（2）
「私たちの声を聴いてください」

2015年11月24日

法制審議会
刑事法（性犯罪関係）部会長
山口 厚様

性暴力と刑法を考える当事者の会
代表 山本潤

「性暴力と刑法を考える当事者の会」は、性暴力被害者、ならびに性暴力被害を自分の事として考えるメンバーにより、性暴力被害の実態と被害者の思いを伝えるために立ち上げた会です。

2014年10月29日に第1回要望書を提出しましたが、新たに検討した要望・意見を提出いたします。
ご検討・ご配慮頂けますようよろしくお願いいたします。

以下は本要望書にて、新たに追加する意見です。

1. 強姦罪の用語の変更について

【要望】

強姦という言葉は不適切と考えます。性的少数者、女性、男性は平等の権利を有するのですから「暴行罪」として構成し、強姦は「性的侵襲罪」という言葉に変更することを要望します。

2. 強姦罪の構成要件について

1) 性犯罪の法定刑について

【要望】

法定刑は懲役5年以上を要望します。ただし、減軽されて執行猶予が付くことがないようにしてください。また、効果的な更生プログラムを実施してください。

【意見】

①性犯罪は、人の尊厳に関わる望まない性行為を強制されることです。その重さを、法定刑をもって評価することが必要だと思います。法定刑の引き上げは、性の人権重視を社会に示すことでもあります。現行法で性犯罪として定められているのは「強姦」ならびに「強制わいせつ」ですが、「性的暴行」「性的接触」「性的侵襲」「性的搾取」等、侵入度合いにより段階を分け、法定刑を加重していく必要があると考えます。

②ある性暴力被害者は、「加害者は、決められた刑期を終えれば刑務所から出られる。でも、被害者は終身刑を与えられる」¹⁾と述べています。加害者が刑務所で適切な更生プログラムを受け、被害の重さを認識してもらうことを望みます。受刑者の更生プログラム受講と出所後のサポート（保護観察、当事者グループ等）を必須にすることで、「性犯罪をしない社会」「性加害行動から回復できる社会」「社会再参加ができる社会」を実現してくださることを望みます。

2) 被害者の対象年齢の引き上げについて

【要望】

(1) 未成年者保護の観点から、被害者の対象年齢を 16 歳未満に引き上げてください。児童福祉法、青少年保護育成条例などによってではなく刑法によって罰せられることを強く要望します。

(2) 未成年者への「性暴力」「性的搾取」「性的干渉」を防止できるよう、発達段階に応じた被害者・加害者の年齢層ごとの性犯罪の類型を設け、年齢差ルールを設定するなど新たな規定の創設を要望します。

【意見】

- ①性暴力は、加害者が「支配欲」等の欲求に基づき、被害者をモノとして扱う行為であり、そこに同意などの被害者の意思は存在しません。特に被害者が子どもの場合、人間として成長発達していくことを阻害されます。児童として保護される年齢の者に対する性的侵害、性的搾取を犯罪と定めてください。
- ②カナダでは成人との性的活動に限定すれば 16 未満を同意年齢と定めています。また、被害者・加害者の年齢差、被害者に対して信用的・権威关系的・依存的・または搾取的な関係を築いているかによって性犯罪の類型を規定しています。日本でもこのような年齢差・関係を考慮した規定を創設する必要があると考えます。
- ③性犯罪は「性的自由」「性的自己決定権」の侵害として位置付けられているため、「性交同意」（性交に同意する自由）という概念が用いられています。しかし、社会が個人に対して、性交、妊娠、出産、育児、人工妊娠中絶、性感染症、その後の治療等の結果に対する責任を求めるのは、義務教育を終えた者であると考えます。
- ④未成年者にもプライバシー権があります。対等で同意があり強制のない性行為を規制することがないよう配慮してください。

3) 強姦罪の主体等の拡大について

【要望】

性的少数者、女性、男性は平等の権利を有するのですから「主体等をすべての性に拡大し、「性別にかかわらず」と明記されることを要望します。

【意見】

①被害者について

- ・被害者が男性、男児である場合、「挿入させられる被害」があります。身体的境界線を破って、自分の性器が膣、肛門、口腔に覆われる行為は「強姦（性的侵襲）被害」と捉える必要があります。
- ・肛門レイプ、口腔レイプの場合、現行法では「強姦（性的侵襲）」は適用されません。その分法定刑が軽くなっています。
- ・現行法の定義では、LGBT 等の性的少数者が排除されています。性に関わらず、身体に密着され侵襲される性行為を強要された時には、「強姦（性的侵襲）被害」と捉える必要があります。

②加害者について

- ・性別にかかわらず「挿入させる加害」「挿入させられる加害」を、強姦（性的侵襲）加害として定義することが必要です。

4) 性交類似行為に関する構成要件の創設について

【要望】

密着され侵襲される行為を、強姦（性的侵襲）として定義することを要望します。

【意見】

- ①性暴力被害の場合、加害者との距離が非常に近く（というより密着されたという意味では、距離がゼロかマイナスになります）、視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚などすべての身体的感覚が侵襲された状態が長く続きます²⁾。PTSD の発症率は、自然災害を受けた人の場合、5%くらいですが、レイプの場合女性で46%、男性で65%ととても高く³⁾ なります。
- ②被害者への侵入先は、膣だけでなく、肛門・口腔も含めてください。
- ③性交類似行為の範囲として、加害者による肛門・口腔・膣への挿入物は「陰茎」のみでなく、指などの「人間の身体」、「物質」も含めてください。

3. 性犯罪を非親告罪とすることについて

【要望】

性犯罪について、本人の告訴手続きを不要とし、非親告罪化してください。併せて、被害者の意向が無視されないよう、「必ず被害者の意見を聞くこと」という規定を刑事訴訟法に含めることを要望します。

【意見】

- ①親告罪であることは、「(検察という) 国家権力を動かすこと」を本人に委ねることであり、個人に対し多大な負担をもたらします。

②非親告罪は国際基準

・国連からも、性犯罪の非親告罪化を求める勧告が、出されています⁴⁾。国連女性差別撤廃委員会は2009年に刑法において、性暴力犯罪は被害者が告訴した場合に限り起訴され、依然としてモラルに対する罪とみなされてることを懸念すると述べています。

③親告罪であることが子どもの性暴力にもたらす影響

・特に被害者が年少である場合、自分だけで裁判を起こすことは困難です。しかし、加害者が子どもの親である場合、もう一方の親が、婚姻関係にある加害者を告訴することへの抵抗は、少なくありません。

・平成25年に警察に届け出のあった強姦被害の内、小学生以下は47人、中学生から19歳以下は510人、あわせて557人です⁵⁾。一方で、同年児童相談所が対応した性的虐待件数は、1,582件です⁶⁾。警察に届け出のある性犯罪件数と、実際起こっている性暴力の件数には、大きな開きがあります。また内閣府の平成26年の調査では、女性の6.5%に「異性から無理やりに性交された経験」があり、そのうち小学生以下の被害が11.1%に及びます⁷⁾。

④加害の責任

・親告罪によって被害者が訴えず、加害者が野放しになることで、地域社会の安定性が揺らぎます。さらなる被害者を生み出すこと、1人が繰り返し被害に遭うことにより、被害者の周囲の人々、地域も傷つきますし、加害者も自分の加害に対し、責任を取ることができません。

4. 地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設について

【要望】

(1) 扶養関係者、きょうだい、親族、母親の交際相手を含む「親密圏」の中でおこる性暴力について、近親者による性的侵襲罪の創設を要望します。

(2) 一定の関係性がある中での性的行為については、暴行・脅迫要件を撤廃し、指導的立場・保護責任者等、地位・関係性を利用した対等でない関係の性的行為に関する規定を創設してください。

【意見】

①近親姦は、「親密圏」の中で起こる性犯罪です。支配—被支配関係にある他者とは異なる関係性を有しています。内縁の夫や、母親の交際相手で同居していない者からの虐待も、現実には多く起こっており、同居の婚姻関係にある夫婦や監護者に限定しないことを望みます。「地位関係性」と別に、「近親姦罪」として新たな規定を創設してください。

②地位—関係性について

・被害者と加害者が顔見知りである場合、明確な「支配—被支配関係」がなくとも、加害者と被害者には力関係があります

・性暴力は「性的欲求を満たす暴力」と考えられています。しかし本来は、『「攻撃」「支配」「優越」「男性性の誇示」「接触」「依存」などの様々な欲求を、性という手段・行動を通じて自己中心的に充足させるために被害者をモノとして扱う暴力』です⁸⁾。対等性が確保されない地位・関係性においては、被害者が加害者に対して、性交に不同意であることを、意思表示できない状況に置かれます。「監督」「指導」「教育」等という名目で、性犯罪が正当化されます。

・職場の雇用関係、学校の教師・コーチなどの指導的立場にあるもの、児童養護施設、障害者施設(知

的、精神、身体)、高齢者施設などの生活の世話をする立場にあるものを含めてください。

- ・特に児童が被害者である場合、親密な関係を経て、「性的干渉」「性的搾取」が起こります。

5. 集団強姦罪について

【要望】

集団強姦罪の処罰規定を残し、集団による性的侵襲罪として懲役六年以上の法定刑を要望します。

【意見】

・集団強姦は大きな事件です。加害者が複数であることは更なる打撃を与え、被害者への影響もはかり知れません。集団強姦罪が存在することで「集団による強姦はとりわけ許されない」という姿勢を示す効果があります。

以下の意見は第1回要望書同様、改めて強く要望いたします。

1. 強姦罪の構成要件について

強姦罪等における暴行脅迫要件の緩和

【要望】

・フリーズ(凍り付き)反応という身体反応や、関係性による抵抗の困難さを考慮し、暴行脅迫要件を撤廃もしくは緩和してください。

・「暴行脅迫」要件を撤廃できない場合、「暴行脅迫」だけでなく、「偽計」「不意打ち」「威力」「策略」「解離・麻痺」「薬物利用」「知的障害」「精神障害」「筋力差」等の要件を追加してください。

・裁判において、「被害者の同意」を立証するための「証拠」として、犯罪成立要件と関係のない、被害者の私生活や性的経験を持ち出してくることは、少なくありません。こうした論証を禁止し、プライバシーを守る規定を創設してください。

・司法関係者へ性暴力被害の実態および被害者のリアリティが理解できる研修を行い、被害者が司法手続きの中で二次被害を受けないようにしてください。

【意見】

①身体反応による抵抗の困難さ

- ・現行法で求められる、暴行脅迫要件は、性暴力被害者の現状とかけ離れています。
- ・被害者は、被害にあうことは全く予測していません。人間は、突然襲われた時、状況によっては「おい」という声掛けだけでも、身も心も凍りついて動けない状態になることは、精神心理学の研究でも、明らかにされています。
- ・不意打ちをつかれ、襲われた時に、まず何が起こったのかが、理解できません。その後、圧倒的な恐怖にさらされ、フリーズ反応に陥り、肉体的、精神的な衝撃が、心的外傷(トラウマ)となる人も、少なくありません。被害者に「解離」「鈍麻・麻痺」が起これば、加害者は、暴行脅迫を用いなくても、性行為を達成できます。
- ・生命を守るために、抵抗できない状況があることを理解して下さることを望みます。

②関係性による抵抗の困難さ

・また被害者が、加害者に「抵抗できない関係」にあれば、加害者は、暴行脅迫を用いなくても、性行為を達成できます。

・内閣府が平成26年に行った「男女間における暴力に関する調査」⁹⁾では、性暴力の66.3%が、顔見知りからの犯行であることが、報告されています。加害者は、被害者の信頼や人間関係を利用して犯行に及びます。ナイフで脅かしたり、殴る・蹴るなどの暴行を用いなくても、性暴力を達成できるのです。

・加害者が男性で、被害者が女性の場合、男性と女性では筋力の差が大きく、身体的な力が対等ではありません¹⁰⁾。また憲法上は男女平等ですが、「女性は男性に従う」等の男尊女卑の風潮は、少なからず残っています。女性の管理職や政治家の割合は、世界と比較して非常に少ない現状にあります。こうした身体的・精神的・社会的な力の不均衡が、性暴力の達成に大きく関与していることを考慮してください。

③不同意という概念を取り入れること

・「不同意」という概念を取り入れ、同意に基づかない性交を処罰の対象としてください。

④被害者のプライバシー保護を求めます

・現行法では、暴行脅迫要件があるがゆえに、裁判では、被害者の「同意の有無」が問われます。被害者は本来、「証人」としての参加であるにもかかわらず、「同意がなかったこと」を立証する必要があります。

・しかし加害者にとっては、被害者の意思・不同意を無視、あるいは抑圧して、性的侵襲を加えることが、自分の力や優越性を感じる上で重要であり、被害者の同意を得ようとは考えていません。

・被害者が「同意したかどうか」「抵抗したかどうか」によって、犯罪があったかどうかを判断するのではなく、加害者が何をしたか、加害者の行為に着目して、事実認定を行ってください。

⑤司法関係者への教育

・性暴力被害者が抵抗できない状況に置かれながら、裁判で暴行脅迫や同意の有無を争う必要があることについて、被害者が二次被害を受けることのないよう司法関係者への教育を徹底してください。

以 上

引用文献

- 1) 弁護士ドットコムニュース
https://www.bengo4.com/c_1009/c_1198/n_2305/
- 2) 宮地尚子「トラウマ」岩波書店, 2013年, p. 132
- 3) 宮地尚子「トラウマ」岩波書店, 2013年, p. 132
- 4) 国連 女性差別撤廃委員会最終見解: 2009年8月7日
http://www.gender.go.jp/whitepaper/h22/zentai/html/shisaku/ss_shiryo_2.html
- 5) 『平成25年の犯罪情勢』p. 90「就学別の犯罪被害件数」
<https://www.npa.go.jp/toukei/seianki/h25hanzaizyousei.pdf>
- 6) 『平成25年度 福祉行政報告例 児童福祉 年度次 2013年度』
「22 児童相談所における児童虐待相談の対応件数, 被虐待者の年齢×相談種別別」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001128544>
- 7) 9) 内閣府男女共同参画局: 男女間における暴力に関する調査(平成26年度調査)
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/images/pdf/h26danjokan-8.pdf>
- 8) 藤岡淳子「性暴力の理解と治療教育」誠信書房, p. 15
- 10) 文部科学省: 年齢と体力、運動能力、
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08100803/008/001.htm

性犯罪被害当事者の声を届ける活動
「私たちの声を聴いてください
～性犯罪被害者の声を反映した刑法性犯罪の見直しを求めて」シンポジウム

2015年12月9日に国立オリンピック記念青少年総合センターで、性暴力・性犯罪とは何か、本当に必要な法律はどういうものか、共に語り合うことを目指したシンポジウム「私たちの声を聴いてください～性暴力被害者の声を反映した刑法性犯罪の見直しを求めて～」を開催しました。参加者は57人でした。

平日夜に性暴力と刑法に関心を持つ方々がこれだけ集まったことは素晴らしいことだと考えています。はじめに、「性暴力と刑法を考える当事者の会（以下、当事者会）」代表山本潤より、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会に2回提出した要望書について説明しました。

次に、弁護士の村田智子さんより2014年10月から開始されている刑法（性犯罪）改正議論についてお話いただきました。性犯罪の罰則に関する検討会から法制審議会性犯罪関係部会までの流れとポイント、現在法制審議会で議論されている改正案についてわかりやすく具体的に説明していただきました。

中盤では性暴力被害当事者3名が登壇し、それぞれの経験から現在の改正議論に対する考えをお話いただきました。

DV被害者支援を手掛けるNPO法人レジリエンス代表中島幸子さんは「親密な相手や配偶者なら相手が望めば性行為を受け入れるべき」という考えがある日本では、既存の法律では対応できない場面があまりに多すぎると話されました。

近親姦虐待被害に特化した自助グループSIAのけいこさんは、本当の当事者にとっての二次被害（被害に起因して起こる、更なる被害）は、「選択肢を奪われること」だと非親告罪化（被害者が告訴しなくても公訴を提起できる）を訴えられました。

当事者会の山本潤からは「性暴力被害に対する適切な理解も支援も少なく、構成要件などの高いハードルが存在する今の司法システムの現状が被害者を苦しめている」と暴行強迫要件（相手方の反抗を著しく困難にする行為がなければ、強姦罪・強制わいせつ罪として認められない）の撤廃を訴えました。

その後の意見交換では、会場からの質問も多数いただき、未成年者に被害が広がっているデジタル性暴力の問題も含め、活発な議論が交わされました。

皆様とともに、刑法性犯罪の在り方を考えることのできる場になったと感じております。

アンケートでも、「法改正はより被害者の声を取り入れるべきだと思った」「法制審の委員にもぜひヒアリングしてほしいと改めて思った」等の意見をいただき、「被害者の声が聴かれる必要がある」という私たちの認識を共有することができたと嬉しく思っています。

私たちがおかしいと思っている事が伝わったと感じられる有意義なシンポジウムを開催できたことに心から感謝しています。

ご参加いただいた皆様、本当にありがとうございました。



性犯罪被害当事者の体験談1 けいこさん

私の場合は、それまでヒーローであった父親が、ある日を境に性的に侵入してきて、加害者になりました。それでも、それまで注いでくれた愛情は、忘れることができず、憎んでいいのか、好きでいていいのか、甘えていいのか、逃げなければいけないのか。あの頃の私には判断できませんでした。

今回の刑法性犯罪の見直しについて、私たちが望んでいるのは『弱者保護を第一に考えていただきたい。』ということです。

論点の1つである「非親告罪化」は、潜在化する可能性のある近親姦虐待を公にし、被害者だけでなく、家族や加害者も、支援や治療など社会資源に繋げることができるきっかけになるので、ぜひ、実現化して欲しいです。親告罪である理由として、『取り調べなどでの二次被害を避けるため』が挙げられていますが、それは職務の放棄です。本当の当事者にとっての二次被害は、「選択肢を奪われること」です。

非親告罪化にあたり、いくつかの条件を降り込んでいただきたいです。まず、時効撤廃と当事者が選択できる権利を守って欲しいです。当事者が自身に起きたことを理解するには、ある程度の知識や経験や周りのサポートが必要です。

私の場合、自分の被害について、皆さんの前で語れるようになるまでに実に24年の歳月が必要でした。私たちが、回復して、自分に起こったことにきちんと向き合える日までその権利を奪わないでください。

次に、司法面接（被害者に与える負担をできる限り少なくして事実を特定する手法）の実施、ならびに多機関連携による、家族全体へのケース・バイ・ケースの支援・治療・教育体制を確立して欲しいです。

SIAb.の仲間には、父親だけでなく、母親からも被害を受けていた人、母親から「夫を寝取った娘」として、怒りの対象にされた人もいます。私の原家族は自営業で、加害者である父親を訴えると、家族が経済的に成り立たなくなるため、母親は訴えない選択をしました。同じ「近親姦性虐待」で集まった仲間でも、加害者や原家族に対する気持ちは、まったく違ってきます。

そして、今後も刑法性犯罪の定期的な見直し検討会をもり込んで欲しいです。

当事者は、被害は認識していても、あえて封印、否認、沈黙をすることを選んでいる場合が多いと思います。だからこそ、「どうすれば、それからの人生が一番よいものになるか」を考えながら、当事者の意思を尊重して、最善の道を提案できるような体制を法改正と併せて整えてください。私たち当事者は、回復が進めば、その時受けた感覚も変化していきます。怒りや、被害そのものに向き合うことが生きる力になります。自分自身で道を選んで進むことが、生きる力になります。

『被害者が恥ずかしがることはない、恥ずべきは加害者』という社会を作る為、変わっていかねばならないのは被害当事者自身でもあります。

被害当事者が事件と向き合って、その思いを裁判で語ることも、社会を変えるためのひとつの行動とも成り得ると思います。だからその機会をどうか奪わないで欲しいです。

けいこさん

近親姦虐待被害当事者。2013年から近親姦虐待被害に特化した自助グループSIAb.（シアブ）を発足。またSIAb.プロジェクトを企画、動画による当事者たちの語り合う姿の配信等、回復に向けての情報配信サイトを開設し運営している。



性犯罪被害当事者の体験談2 中島幸子さん

私はパートナーシップの中での性暴力を経験しています。どうやって生き延びてきたのかが、思い出せないくらい多くの暴力を経験しました。それでもこうして皆さんの前に立っています。

大学で性暴力に関する講演をすると、女子学生から、「ちかんは性暴力だと知らなかった」という感想が返ってきます。世間一般では、「性暴力＝レイプ」、そして「レイプ＝見知らぬ人に襲われる」という報道がほとんどです。それだけが性暴力と思われることを、懸念しています。

実際、既存の法律では対応できない場面が、あまりに多すぎると感じています。例えば、今回の刑法性犯罪規定の見直しでは、「配偶者強姦」が、議論の対象から外れました。今の日本では、「結婚」＝「一方が相手の支配下に入る」「相手をモノとして扱っていい」という風潮が強いです。だから「いつでも相手に体を提供しなければいけない」のです。「配偶者強姦」すら外される国で、婚姻前の「デートDV」や、「同性パートナー」「不倫」といった関係における性暴力が認められることは、一層困難です。

そして、子どもの頃経験した性暴力を、大人になって誰かに相談しようとしても、急性期を対象とした、既存の性暴力被害者ワンストップ支援センターでは、対応できません。

私自身、何十年もカウンセリングに通い、これからも一生通い続けることとなります。何十年も前の被害ではありますが、今でもトラウマの影響は続いています。苦しみ続けている☆さんから「なぜこんなに苦しいのに、生き続けなければならないのか」という質問を受けることは、少なくありません。私自身が、その答えを知りたいのです。

嚴罰化については、被害者にとって性暴力は「望んでもいない刑」であり、「一生もの」です。被害により、命を奪われている人もいます。それに比べて加害者は、社会が年単位で刑期を決めるわけです。この差はあまりにも大きいのではないのでしょうか。少年院等で、性犯罪加害者に話をすることがあります。それは、加害者が出所後、二度とそういうことをしない人になってほしいからです。

世界とパイプを持ち、日本に合った法制度の形を実現していくことが必要ではないでしょうか。

医療・福祉、司法等、様々な分野の人々が参加できるネットワークを作ること、☆さんが孤立することなく、「暴力の責任は暴力を振るった人にある」と言える人の数を、増やしていきたいです。そして被害に遭った人自身が情報を持ち、自分で決められる社会、少しでも生きやすい社会を、実現していきたいと思っています。

※☆さん…レジリエンスでは、サバイバー（災害等から生き延びた人）を、「本来持つレジリエンス（逆境から立ち直る力）で自ら輝いていく」という敬意をこめて、「☆（ほし）さん」と呼んでいます



中島幸子（なかじま・さちこ）さん

NPO 法人レジリエンス代表、米国法学博士、大学非常勤講師。DV 被害にあった経験がきっかけとなり勉強を始め、2003 年に女性のための「こころの care 講座」をスタートさせ、「レジリエンス」を結成。同年、米国ソーシャルワーク修士号取得。全国各地で毎年多数の講演を行う。著書に「性暴力：その後を生きる」（レジリエンス、2011）、「マイ・レジリエンス：トラウマとともに生きる」（梨の木舎、2013）、その他共著多数。

2015年10月30日 毎日新聞

2015年10月30日 西日本新聞

■性暴力被害者、改正案見直し要望

性犯罪の厳罰化などを盛り込んだ刑法改正について法制審議会で審議が始まったことを受け、被害者らでつくる「性暴力と刑法を考える当事者の会」は29日、強姦(ごうかん)罪について改正案のさらなる見直しを求めて法務省に要望書を提出した。

現行法では暴行や脅迫なしで強姦罪の成立する被害対象者が「13歳未満」になっている点について、義務教育年齢の「16歳未満」への引き上げを要請。また、教師と生徒やきょうだい間などのように地位や関係性を利用した性的行為については新たな規定を創設することを求めた。

性犯罪被害の当事者団体「性暴力と刑法を考える当事者の会」(山本潤代表)は29日、性犯罪の厳罰化などを求める要望書を法務省に提出した。同省は厳罰化に向けた刑法改正要綱を法制審議会で諮問中で、取り扱いを審議会と相談する。当事者の会は、被害者の人権を踏みにじる性犯罪を「魂の殺人」と位置付け、殺人罪に準じる法定刑にするよう要望。また強姦罪は

「暴行または脅迫」を伴わなければ適用されないが職場や教育の現場では上者が地位を利用して性交を迫るケースもあるため「地位・関係性を利用して性交渉」も構成要件の一に認めるよう求めた。同省は審議会の答申を以て、刑法改正案を国会に出す。会見した山本代は「被害者の声を反映しほしい」と訴えた。(重川美介)

「性犯罪厳罰化を」

被害者団体国に要望

2015年11月16日 ジャパンタイムズ

Revision of Japan's archaic sex crime laws falling short: critics



Mika Kobayashi, a rape victim who has spoken in public about the issue, poses in Tokyo on Nov. 4. | SATOKO KAWASAKI

BY [TOMOHIRO OSAKI](#)

STAFF WRITER

NOV 15, 2015 [ARTICLE HISTORY](#)

Mika Kobayashi was 24 and bicycling home from work on a western Tokyo street on Aug. 31, 2000, when a young man drove up and asked for directions. To see his map, she dismounted and leaned in toward the driver's seat.

The next she knew, another man was standing behind her holding the purse she had left on her bike. Realizing she had been ambushed but desperate to recover the purse, she chased after the man, who quickly got into the back seat of the car and dragged her inside.

The man then blindfolded Kobayashi with a towel, mounted her and threatened to kill her with a box cutter if she didn't stop screaming. Terrorized, she froze, unable to resist.

The assailant then groped her breasts, undressed her and — although she was having her period — raped her. With music blaring inside the car, all Kobayashi could do during the horrendous ordeal, recounted in her 2008 book, was pray for survival.

“My dignity was damaged so much I felt like my soul was killed,” Kobayashi, 40, recalled in a recent interview with *The Japan Times*.

To women like Kobayashi, the government's ongoing attempt to revamp the nation's outdated sex crime statutes — enacted in 1907 with little regard for women — is long overdue. Subject to the overhaul are laws pertaining to crimes including rape and indecent assault.

But upon closer scrutiny, the changes under discussion by an advisory panel to Justice Minister Mitsuhide Iwaki are no root-and-branch reform, critics say.

Although rape is expected to be treated as a more serious crime, the criteria for conviction will remain as rigorous as ever, and the new definition will still be out of date, the critics say.

More fundamentally, they say, increasing penalties will do little to curb recidivism because what is truly needed is a change in Japan's lukewarm attitude toward rehabilitating sex offenders.

The move to revise sex crime laws is a pet project of former Justice Minister Midori Matsushima, who vowed to toughen penalties against sex offenders when she assumed office in September 2014.

On Oct. 13, Iwaki asked the advisory panel to examine amendments proposed by his ministry based on a preliminary 10-month debate held by outside legal experts on how to overhaul the laws.

“We are glad the government is finally taking active steps to review and reform sex crime laws that have largely been overlooked in the past,” said Kazuna Kanajiri, client service manager of Lighthouse, a Tokyo-based nonprofit organization that lobbies against human trafficking.

She regretted, however, that the important issues discussed by the experts were not reflected in the Justice Ministry's proposals, including the age of consent.

Experts say the age, currently 13, should be raised to at least 15 or 16.

Anonymous prosecution

During its first session early this month, the advisory panel reached a tentative agreement to make crimes including rape and indecent assault subject to prosecution even if the victim doesn't lodge a complaint.

Japan remains one of the few developed countries where sex crime victims must initiate legal action themselves to prosecute. This has repeatedly been criticized by U.N. human rights committees.

The panel is also weighing a new penalty against rape and molestation committed by the "guardians" of children under 18, including parents, to curb incestuous abuse.

Another major topic to be deliberated is whether to increase the minimum sentence for rape to five years from three — a move that would put rape on a par with murder, robbery and arson. The panel will also look into updating the definition of the crime, which currently applies only to vaginal sex, to incorporate anal and oral sex so male victims can be protected.

Kobayashi, who has exchanged letters and emails with close to 10,000 sex crime victims since publishing "Seijhanzai Higai ni Au to Iukoto" ("Falling Victim to Sex Crimes") in 2008, said she welcomes stronger penalties. Many rape victims, herself included, are so devastated in the aftermath of their experience that three years is hardly enough to come to terms with what happened, she said.

"Lots of victims live in the fear that their offenders will be back in society only after three years, while they themselves haven't been able to recover at all," Kobayashi said.

"I think, if they are given five years, victims will be able to feel like they can collect themselves at least once."

Rigorous criteria

While hailing harsher penalties as a crucial step forward, 41-year-old Jun Yamamoto, who as a teenager was routinely molested by her father, stressed that the government should

scrap the rigid criteria for rape, which experts say has prevented many women from being recognized as victims.

The law states that rape only constitutes a crime when offenders resorted to “assault and intimidation.”

This requirement is unrealistically narrow, Yamamoto said, because in reality offenders don’t need to outright manhandle or threaten their targets to conquer them. She said simply shouting or catching people off-guard is often enough to render them powerless.

Violence is even less likely to be involved in acquaintance or date rape, where parents, spouses or friends take advantage of close relationships, she added.

“It’s like how a circuit breaker goes off,” Yamamoto said, recalling how, between the ages of 13 and 20, she endured her father’s groping and fondling.

“I stopped thinking. I stopped feeling anything,” she said.

Yamamoto now heads a Tokyo-based advocacy group calling for the empowerment of sexual abuse victims.

A proposal to extend prison terms, also envisioned by the panel, indicates the hurdle to being recognized as a rape victim will become even higher, according to Hiroko Goto, a professor at Chiba University Law School.

The longer the terms, the more careful judges will be during the conviction process, she said, with the bar for the level of assault and intimidation deemed necessary to constitute rape becoming higher.

“If you raised prison terms but kept the ‘violence and intimidation’ rule as is, it possibly follows that the criteria for being recognized as a rape victim will become stricter, and fewer victims, especially those of acquaintance and date rape, will be protected,” Goto said.

Others like Yamamoto and Goto have also slammed the new proposed definition for rape as extremely narrow in that it still stipulates rape as an act involving “insertion of a penis.”

From the victim’s viewpoint, “it doesn’t really matter” what is shoved into their bodies, be it a penis, finger or object, Yamamoto said. “Rather, it’s the invasion itself that matters.”

Professor Goto agrees.

“The proposed law’s obsession with penis insertion suggests it is rather meant to protect women’s virginity (instead of) their dignity,” she said.

Curbing recidivism

Psychiatrist Hiroki Fukui, who heads the nonprofit organization Sex Offenders Medical Center, said stiffening penalties for sex offenders doesn't serve as a fundamental deterrent to recidivism because many repeat offenders are aware of the immorality of what they do but simply cannot stop.

The latest National Police Agency statistics show 51.6 percent of the 919 people arrested in 2014 in connection with alleged rapes were repeat offenders.

What they really need is treatment and rehabilitation, he said, adding that Japan lags significantly behind other developed countries, including the United States, Canada and the United Kingdom, in investing in efforts to reintegrate offenders into society, such as by helping them find employment.

The Justice Ministry does have its own correctional program for sex offenders, but it is "completely useless," Fukui said, since all of its lectures take place in prisons, where offenders undergo no practical training on how to overcome their urges in a natural setting. No medical professionals are involved, either, he said.

But even more problematic, he said, is that pedophiles who are keen to be rehabilitated and who visit psychiatrists are turned away because "sex offenders here are not considered eligible for medical treatment," Fukui said.

"Simply penalizing them more harshly will never reduce their crimes."

'Don't deserve to exist'

Fifteen years after being raped, Kobayashi, a Tokyo office worker, spends most of her private time responding to the deluge of email from sex crime victims desperate to confide their darkest secrets. Events that they feel cannot be shared with parents or friends.

At first glance, Kobayashi, who often smiles and cracks jokes easily, appears as if she put the ordeal behind her. She is, however, anything but all right.

Sex has become anathema to her, and her body instinctively trembles with terror at the thought of it. She abandoned hope of giving birth long ago.

Kobayashi also suffers from flashbacks whenever she encounters certain scenes or situations that jog her memory, such as when she sees a parked vehicle or hears music blaring in the dark.

She still remembers what the assailant looked like and how his voice sounded. But when she tries to conjure up those details, she feels as if she is being smashed in the head with a hammer and her mind goes blank, she said.

“I’m still afraid of him,” she said. “If he suddenly appeared in front of me now, I’m sure every small step toward recovery I’ve made in the past 15 years would crumble in the blink of an eye.”

Immediately after the incident, Kobayashi filed a complaint against her attacker, but he was never arrested.

“After the incident, I’ve come to see myself as such a dirty person and I sometimes think I don’t deserve to exist,” she said. “Nor am I allowed to become happy.”

終わらぬ苦痛 救済を

私たちの声を聞いてほしい。性犯罪の厳罰化に向けた法改正の議論が「法制審議会」(法制の諮問機関)で進む中、性暴力の被害者たちが声を上げ始めた。「性暴力と刑法を考える当事者の会」(東京)は9日、都内でシンポジウムを開き、被害に遭った女性3人が登壇。心身に深い傷を負いながら、刑法の規定が「壁」になって被害者が救済されにくい現状を訴えた。

東京で被害者シンポ

性暴力の実相

「何が始まるのか、何が起きているのかも理解できなかった。ただ混乱するばかりでした…」

当事者の会代表の山本潤さん(41)は、シンポジウムに参加した約60人を前に、父親から性虐待を受けるよ

うになった13歳のころを振り返った。父親は酔ったり、口止めしたりはしなかったが、「怖い気持ちが強すぎた。抵抗すらできなかった。感覚を遮断して何も考えないようにした」。被害は両親が別れるまで、7年も続いたという。

現行の刑法の強姦罪などは、「相手の抵抗を著しく困難にするほどの暴行や脅

強姦罪成立要件見直し訴え

- 「当事者の会」が要望している主な項目
- 性犯罪の「暴行・脅迫」要件の緩和・撤廃
 - 性行為の同意能力があるとされる年齢を16歳に引き上げる
 - 性交類似行為も強姦罪として定義する
 - 地位などを利用した性行為に新たな規定を創設する
 - 強姦罪の法定刑を懲役5年以上にする
 - 集団強姦罪の規定を残し、法定刑を懲役6年以上にする
 - 性犯罪を非親告罪化する
 - 強姦罪の名称を「性的優越罪」に変更する

迫を用いて」犯行に及んだ場合のみ、罪が成立すると解釈されている。暴行・脅迫要件といわれる。だが、加害者が親や上司、教師などの立場や地位を悪用して性行為を迫った場合、山本さんのケースのよ

「暴行脅迫なくても罪に」



シンポジウムで、性犯罪の被害実態や刑法の問題点を語る山本潤さん。9日午後7時ごろ、東京都渋谷区(撮影・宮崎拓朗)

うに暴力や脅しが伴わないことでも珍しくない。たとえ暴行や脅迫の程度が軽くても、性暴力に直面した被害者は恐怖で動けなくなってしまうこともある。

こうした問題は、法制審の諮問内容に十分に反映されなかった。そのため当事者の会は10月末、暴行・脅迫要件の撤廃や緩和など、さらなる見直しを求める要望書を出した。

山本さんは「被害者は性的なものとして扱われることで心が壊されるのに、裁判では『なぜ抵抗しなかったのか』と責められ、さら

に苦痛を受ける。私も法廷に立たされていたら、生きて耐えられなかった。『すばきた』と思つ」と話し、被害者が

泣き寝入りや強いられる現状を変え、救済される道を開くよう求めた。

法制審はこれまでに、強姦罪などでの起訴に被害者の告訴を必要とする「報告罪」規定の削除や、同罪の法定刑の下限を懲役3年から5年まで引き上げる方向性を確認した。今後、保護者の立場を利用した性暴力について、新たな罪を新設するかどうかなどが話し合われる見込みだ。

シンポジウムに参加した村田智子弁護士(東京)は「法制審は、被害者の声を直接聞く場を設けて議論に反映させ、被害者が安心して訴えられるように法改正すべきだ」と指摘した。

(久知邦、宮崎拓朗)

「私たちの声を聞いてください」。性犯罪の厳罰化に向けた法改正が議論されるなか、性暴力被害者の声を反映した見直しを求めて、当事者の会」がシンポジウムを開きました。

「性暴力と刑法を考
え、当事者の会」は9日に都内でシンポジウムを開きました。

「当事者の会」がシンポ

「当事者の会」代表の山本潤さん(41)は13歳から7年間にわたって父親から性虐待を受けました。「何が起ころかわからず怖くて混乱するばかりでした。脅しはなくても相手は幼い頃から過ごしてきた父親。抵抗はできませんでした」

「脅迫要件」撤廃を望む

現行刑法の強姦罪には、相手の抵抗を著しく困難にするほどの暴行や脅迫がないと強姦と認めない「暴行脅迫要件」があります。被害の実態をみれば、親や上司、教師などの立場を利用した、暴力や脅迫のない性行為強制が起っています。山本さんは「襲われた時、人間は『凍りつき』という身体反応が起き、抵抗は困難なことを知ってほしい。『暴行脅迫要件』の撤廃、緩和を望みます」と訴えました。「被害者は性的なモノ

性犯罪 法改正に向けて 被害者の声を反映して

として扱われて心が壊され、裁判では『どれだけ抵抗したか』を問われる過酷な状況」と山本さん。「生きるために沈黙せざるをえない。それは

痛みを一人抱える苦しい生き方。被害者の人権を回復させ、人をモノとして扱った加害者の責任を問う法改正であってほしい」と話します。

山本さん



中島さん



けいこさん



村田弁護士



村田弁護士

孤立しない世のなかを「なぜ苦しいのに生きなければいけないのか、

終わらない苦痛 救済する社会を

被害告白に 長い時間が

けいこさん(47)は、近親姦虐待被害当事者の

ための自助グループを運営しています。「ヒーローだった父がある日を境に性暴力の加害者になりました。近親姦虐待は3〜15歳の時が多く、加害

者を含めた家族への愛情と憎しみがまじりあい、混乱し、被害経験を封印する人が多い」と体験を語りました。

封印後、後遺症で心身にさまざまな症状が起りますが、病院で受診するのは20〜30年たってからが多いといいます。けいこさんは「私も被害を人前で話したのは24年後。被害者が被害と向き合うまでの時間がほしい。性犯罪の公訴時効の撤廃・停止を求めます」

その問いは今も続く」と話すのは中島幸子さん(52)。元恋人から命の危険を感じる身体的暴力・性暴力を受けました。トラウマ症状で今もカウンセリングを受け、現在はDV被害者の回復の支援活動をしています。

法改正の議論で、現行の強姦罪に「配偶者に対して活動を続けず」

法務省に設置された「性犯罪の罰則に関する検討会」が8月にまとめた報告書は、被害者の現実から遠いとして、「当事者の会」は10、11月に要望書を提出しました。

「報告書」は 現実に遠い

と訴えました。



シンポジウムでは若い人への性暴力が増えている現状も紹介されました

「私たちの声を聴いてください～性暴力被害者の声を反映した刑法性犯罪の見直しを求めて～」

2016年1月12日発行

編 集 刑法と性暴力を考える当事者の会

発行責任者 山本潤

連 絡 先 性暴力と刑法を考える当事者の会

Web: <http://saandcliminallaw15.jimdo.com/>

E-mail: saandcliminallaw@gmail.com



2016年1月

性暴力と刑法を考える当事者の会

性犯罪規定の見直しについて

I. 視点

1. 人間ひとくくり・弱者保護を基本とした刑法整備の必要性
2. 性虐待被害はあらゆる社会問題や犯罪の根源のひとつと捉えた刑法整備の必要性
3. 『被害者が恥ずかしがることはない 恥ずべきは加害者』、『家族は安全ではない』という社会認識を広げる必要性

II. 諮問についての意見

1. 犯罪を非親告罪とすることについて

非親告罪化して欲しい。

ただし、以下の担保条件を必須条件として織り込んで欲しい。

- ① 司法面接
 - ② 多機関連携での家族まるごと、ケース・バイ・ケースの支援・治療・教育体制を確立
 - ③ 定期的な見直し検討会の開催
 - ④ 加害者が再犯を繰り返さないための治療や教育体制の確立と、永続的な通院やカウンセリングの義務付け
- ・ 非親告罪化は、潜在化する可能性のある近親姦虐待を公にし、被害者だけでなく、家族や加害者も、支援や治療などの社会資源に繋げるきっかけになり、ひいては社会問題の改善や犯罪の原因を無くすことに繋がる。
 - ・ 「被害者が、どうすればそれからの人生が一番良いものになるか？」被害者の意思を尊重し、弱者保護を基本とした、安心して被害を訴えられる刑法整備の実現が、再犯を防ぐことに繋がる。

2. 性犯罪対する公訴時効撤廃又は停止について

公訴時効の撤廃をして欲しい。

- ・ 以下の事由から、被害者が健全な社会生活を取り戻すために、公訴時効の撤廃が必要である。

- ① 近親姦虐待の被害者が、支援や医療機関に繋がるまでには、最終被害から平均 20～30 年¹を要し、さらに、被害について自分の言葉で語れるようになるまでには、専門的な治療が必要な場合がある。しかし、やっと被害と向き合い、自分の過去と戦おうとした時には、時効を過ぎており裁判を起こす権利を失っている。
- ② 被害者が年少者である場合など、時効を避けるために代理人を立て裁判を行なった場合、被害者が自分の言葉で、自分の意思で裁判を戦う権利を失ってしまう。
- ③ 多くの近親姦虐待被害者が、被害を訴えることができないまま、加害者からのなんの賠償も支払われずにいる。
- ④ 確実に被害の影響による損失であるにもかかわらず、被害者が以下のような損失を補填している。しかも、時効により、それらを加害者に請求できない。
 - ・ 後遺症の影響で就労が困難になり離職などで収入の減少
 - ・ 治療費やカウンセリング料、そのための交通費や所要時間
 - ・ 被害に場所から離れるための住居確保と引越しなどの費用
- ⑤ 被害による後遺症を抱えたまま、自分で損失を補填することが起因となり、生活の困窮から治療を断念、それによる後遺症の悪化、そしてさらなる困窮と、負のスパイラルに巻き込まれている。

3. 配偶者間における強姦罪の成立について

配偶者間においても、強姦罪が成立するように明示して欲しい。

- ・ 近親姦虐待の被害の後遺症で、自己肯定感が低く、自己主張ができずに暴力や暴言にも耐えてしまう。弱者保護の視点で改定を検討して欲しい。

4. 強姦罪の主体等の拡大及び性交類似行為に関する構成要件の創設

性差なく、関係性にも身分にも関係なく、また、性器にかかわらず、口淫や手指/器物等の挿入に関しても「身体侵襲」として罰して欲しい。

- ・ 意無理矢理の口淫は、特に年少者には苦しく恐怖である。
- ・ 異物を挿入され性器が傷ついたときの痛みや、挿入されたものが取り出せなくなる恐怖は、何度もフラッシュバックを引き起し、決して軽度なものではない。

¹ 斎藤 学 日本嗜癖行動学会誌 『アディクションと家族』 第 29 卷 1 号
[児童期に極めて深刻な近親姦虐待を受けた成人女性にみられる精神障害]

5. 強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和

強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和をして欲しい

6. 地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設

地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設して欲しい。

* 以下の事由から、強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和と地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設が必要である。(5及び6は、要件が重複するためにひとまとめとした)

- ① 近親者からの性虐待は、暴行・脅迫が伴うものもあるが、幼い頃から信頼を寄せていた大人が、手懐けるように、優しく、断続的に虐待行為を繰り返されることも多いため、特に年少者には、拒否すべきなのか逃げるべきなのか、判断が難しくなる。
- ② 性虐待を受け続けると、他の性被害に遭った時、自分を守るために身につけた「乖離」や「凍りつき」の症状を起こして動けなくなることがある。
- ③ 性虐待を受け続けると、被害者であるにもかかわらず、「共犯者」や「お前も悪人だ」という認識を抱いてしまい、脅迫がなくても、拒否したり逃げられなくなってしまう。
- ④ 家族崩壊や地域からの孤立を恐れたり、事件が公になった場合、自分や家族がどのように処罰されるか、世間からどう見られるかなど、大きな不安材料があり、脅迫等がなくても被害者は自ら口を閉ざすことを選択する。
- ⑤ 父だけでなく母も一緒に性虐待をしたり、強要したりすることもある。
- ⑥ 脅迫ではなく、薬物を使用して加害行為が行われることもある。
- ⑦ 被害者が、擁護者である者に訴えても、見て見ないふりをされたり、嫉妬などによる暴言、暴力を受けることで絶望感を感じ、抵抗や拒否ができなくなる。

進藤啓子 (SIAb.)



Survivors of Incestuous Abuse <http://siab.jp>

* SIAB.(通称:シアブ)について

当団体は、近親姦虐待の被害当事者（以下、当事者と略称）が主体となって、近親姦虐待被害に特化したピアサポートを、2013年4月の発足以来行っている。

主な対象は当事者で、家族や支援者、治療者、援助職および加害者を含む社会全体も対象としている。

1) 背景および問題意識

多くの当事者が、幼少期から長期間に渡って受けた近親者からの虐待を、家族や地域社会などのコミュニティが崩壊してしまうことや、引き離されてしまうことへの不安や恐怖感、無力感などから、誰にも相談できず、『なかったこと』として生き辛さを抱えたまま成長し、生き抜いてきた。

しかし、成人に至っても、近親姦被害の外傷体験の後遺症による心身の障害を抱えたまま、社会的生活が困難な状態に追い込まれる当事者が数多く存在している。

潜在化している当事者の中には、児童期から青年期にかけて、当事者が家族分離措置として家族から離れたり、自ら家を出て生活を始め、孤独感を抱えたまま成長し、就労や貧困の問題を抱えている者も数多く存在すると思われる。

孤独感や被害による心身の苦痛を回避するため、性的逸脱行為を繰り返したり、飲酒や薬物などの物質依存やギャンブルなどの嗜癖行動を繰り返したりする可能性が高い。

また、そのための資金を得るために、犯罪や性的逸脱行為を繰り返し、事件に巻き込まれ、中毒症や感染症等の危険に曝される可能性も高い。

また、異性と親密な関係を築くことが困難であったり、性行為への不安や嫌悪感、自身やパートナーが自分たちの子供に性虐待をしてしまうという恐怖感などから、妊娠や出産、子育てに不安を抱き断念する場合もある。

当事者たちが、困難な生活から抜け出そうと、相談や支援、治療に繋がろうとしても、この問題に取り組む専門的な支援体制や治療体制が確立されておらず、情報量も少ない。

さらに、社会の理解度の低さや、地域の環境や地域性、子育てや家事、仕事などに追われる中で、それらに繋がることが困難な場合も多く、当事者は問題を抱えたまま、ますます孤立してしまう場合が多いというのが現状である。

2) 活動目標

近親姦虐待被害からの回復に取り組む当事者同士が繋がり、お互いの回復と成長を語り、学び合いながら、健康的な社会生活を取り戻していくこと。

また、ある程度回復した当事者たちが、近親姦虐待問題について社会に対して声を発信していくことで、この問題に関する知識や理解が広がり、社会全体で盛んな議論や活動が展開され、治療方法や予防方法が日々検討されていくような社会になることを目標としている。

3) 活動内容

①月2回のシェアミーティング（6月から月3回を予定）

当事者がシェアミーティングに参加し仲間と語り合うことでレジリエンスを得る。

②ホームページによる情報発信活動

ホームページから当事者同士が誠実に語り合う動画や体験談、回復に取り組むための情報等を配信。

③年数回の当事者交流会（予定）

近親者からの性虐待被害についての調査アンケート

実施日：2016.05.18

I. 質問内容

1. 年齢
2. 性別（自認している性別）
3. 被害を受け始めた年齢
4. 性被害だと認識した年齢
5. 最後に被害を受けた年齢
6. 支援機関につながったことは？（ある・ない）
→あると答えた人（その時の年齢 歳）
7. 専門的な治療機関につながったことは？（ある・ない）
→あると答えた人（その時の年齢 歳）
8. 被害を受けていた時の住居所在地
（都内・都内近郊都市・地方都市・地方都市以外）
9. 加害行為をした人との関係性父
（父・兄・弟・義理の父・同居している父がわりの人・祖父・叔父・従兄弟）
（母・姉・妹・義理の母・同居している母がわりの人・祖母・叔母・従姉妹） その他
（ ）例：母の恋人 父の恋人
10. 他の性被害にあったことはありますか？（ある・ない）
→ 差し支えなければ簡単な状況説明
11. 警察などに相談したことはありますか？（ある・ない）
12. 裁判を起こそうと思ったことはありますか？（ある・ない）
13. 被害による影響と思われることを教えてください。
14. 被害にあって現在困っていることはありますか？

II. 対象者：

SIAb.自助グループミーティング参加者 7名+スタッフ2名 合計9名

質問番号	項目	回答者								
1	年齢	36歳	48歳	60歳	36歳	22歳	30歳	39歳	48歳	
2	性別	女性	女性	女性	女性	女性	女性	女性	女性	
3	被害を受け始めた年齢		3歳	4歳	6～7歳	5歳?	7～8歳	3歳以前	4歳以前	
4	性被害だと認識した年齢	29歳	14～15歳	50歳	11～12・13歳	19歳?	12～13歳	10歳	20歳(*6歳)	
5	最後に被害を受けた年齢	15～16歳?	23～24歳	19歳	17歳	13～15歳? (中学生)	20～22歳	16歳	16歳(レイプ未遂)	
6	① 支援機関につながったことは?	ある(自助G)	ある(自助G)	ない	ある	ある	ある	ある	ある(自助G)	
	② あると回答 その時の年齢	30歳	24～26歳		36歳	19歳	27歳	16歳	45歳	
	最終被害が支援につながるまでの期間	約15年	0年～2年	—	19年	4～6年	5～7年	0年	29年	
7	① 専門的な治療機関につながったことは?	ある	ない	ある	ある	ある	ある	ある	ある	
	② あると回答 その時の年齢	30歳		40歳	30歳	16歳	28歳	15歳	42歳	
	最終被害から治療につながるまでの期間	約15年	—	21年	13年	1～3年	6～8年	1年	26年	
8	被害を受けていた時の住居所在地	都内	都内近郊都市	都内近郊都市	地方都市	都内近郊都市	都内	地方都市以外	都内近郊都市	
9	加害行為をした人との関係性	兄	父・母	祖父・母・兄・叔母	兄	主に兄・父	兄	父	父	
10	他に性被害にあったことはありますか?	ない	ある	ある	ある	ある	ある	ない	ある	
11	警察などに相談したことはありますか?	ない	ない	ない	ない	ない	ある	ある	ない	
12	裁判を起そうと思ったことはありますか?	ある	ない	ある	ある		ある	ない	ない	

10. 他の性被害にあったことはありますか？→ あると答えた人からの回答

○回答者 1、2 および 6

- ・ 痴漢

○回答者 3

- ・ 電車内での痴漢 3回
- ・ 小学6年生の時、同級生の男の子3人に押さえつけられて股間をいじられた
- ・ 中学3年の時 塾送迎車内で同級生の男の子2人に胸を揉まれた

○回答者 5

- ・ 知らない男性からキスされたり、性器を見せられたり、痴漢された
- ・ テーマパークで羽交い締めにされて性器を押し付けられた
- ・ レイプ未遂（友人の結婚式でトイレ内で同級生から）

○回答者 7

- ・ 7歳の頃 2人組の男に連れ込まれて体を触るなどされた
- ・ 小学生～現在 電車・バス内での痴漢 露出狂被害 道でいきなりお尻を揉まれた
- ・ 25歳頃 仕事先の男性客の車に半日軟禁され、危険薬品で脅され性関係を迫られた（なんとか逃げた）

○回答者 9

- ・ 小学高学年のとき、20代の男性教師のボディタッチ（体操着のときにお尻を触るなど）。避けて近づかないようにしたら、授業中に無視するなどの逆切れ行為に。
- ・ 高校生の頃、通学で使っていた電車は毎朝超満員で、痴漢行為多発で有名だったこともあり、被害は日常的。
- ・ 20代の頃、採用が決まっていた会社の上司となるはずだった男性から、入社前に打ち合せがあるとのことで呼び出され、泥酔するまで飲まされたところでホテルは予約してあると言われて、タクシーで逃げた。

13. 被害による影響と思われることを教えてください。

- ・ 不眠（布団に入ると誰かが殺しにくる気がしたり、寝ていても些細な物音でも目が覚めたりし、十分な睡眠がとれない）
- ・ うつ状態 気分不調
- ・ 自立神経失調症（体温調整ができない）
- ・ 心身症
- ・ 境界性人格障害傾向（我を忘れるほど激しい怒りがこみ上げることがある：性暴力のニュースなどの情報を目にしたことがきっかけになることが多い）
- ・ パニック障害
- ・ 離人感
- ・ 急性胃潰瘍の繰り返し
- ・ 過敏性腸炎
- ・ 蕁麻疹
- ・ 目が見えにくくなったり、耳が聞こえなくなったりする
- ・ 歯ぎしり（しばしばトラウマに関する悪夢を見る。悪夢の際の睡眠中の歯ぎしりで何度か歯が割れてしまった）
- ・ 慢性的な偏頭痛
- ・ 身体中のイボ（50個以上）
- ・ ひどい便秘（小学生の頃 慢性的に1週間～3週間の便秘が）
- ・ 慢性的に身体中が痛い

- ・ 幻覚や幻聴
- ・ 現実逃避
- ・ 悪夢を見る
- ・ フラッシュバックやフラッシュバック時の体の硬直
- ・ 解離
- ・ 声が出なくなる
- ・ 突然涙が止まらなくなる

- ・ 未成年での飲酒・泥酔の繰り返し
- ・ 合法ドラッグ使用
- ・ 有機溶剤吸引
- ・ 無免許・泥酔状態によるバイク暴走による事故

- ・ 自傷行為
 - ・ 自殺行為（ひどく落ち込み自殺を試みることがある）
 - ・ 自殺願望や自殺念慮（いつも自分が悪く、死ななければならないという罪悪感がある）
 - ・ 加害衝動
 - ・ 自殺念慮
 - ・ 無理なダイエット
-
- ・ 小学生時代にいじめにあっただけだった
 - ・ コミュニケーション力不足
 - ・ 社会不適應
 - ・ 家族と率直でくだらない話ができない
 - ・ 健全な性関係を持ってない
 - ・ 性行為をしたくない時期、したい時期に極端な差がある
 - ・ 女友達の生育環境が羨ましい。
 - ・ 子どもを持つことが怖い
 - ・ 結婚できない
 - ・ 世界は危険に満ち溢れていると思ってしまう。人を信用できない。
 - ・ 他人と親密な関係を築けない
 - ・ 感情が鈍麻している
 - ・ 新しい場所・人・環境（状況）を極度に恐れる
 - ・ 攻撃的になる
 - ・ 性的なことを嫌がるが渴望する自分もいる
 - ・ 極端に自己肯定感が低い
 - ・ 人が享受している幸せは享受できないと思う。
 - ・ PTSD の症状がたくさん出すぎて離職
 - ・ 高校までは離人感と対人恐怖。以後は 対人恐怖。
 - ・ 小学生中学年位から不思議ちゃんと周囲から戸惑って言われるようになる。
 - ・ 定期的に狂ったように朝から晩まで掃除をして次の日高熱を出して寝込む
 - ・ 近親姦の話は自助グループと通院中の病院以外では話せないのに、特有の苦しみでのたうち回っていても、周囲の人には理解されず変な人だと誤解されていく。
 - ・ 自分の常識が世間の常識と離れてしまうこと（例 男性との距離感が分からず、19 歳の時に少し年上の男性に講習の面前で抱きつく。）
 - ・ 高校の時に、本心ではしたくないのに、彼氏との性行為に溺れる。（意識してなかったが、事実上のトラウマの再現？）

- ・ 無意識に自分が我慢することで場を成り立たせる思考になる(例 一限の授業を当日の朝に先生が休んだときも、ほとんどの生徒がキレているのに、私は怒りが湧いてこない。幼少期は特に両親が揉めても取り持とうと必死になった。)
- ・ いつも誰かに殺されたりひどい目に遭わされるのではという恐怖感や不安感に苛まれている。家の中でも外でも緊張状態にあり気が休まらない
- ・ ふと被害の記憶や感覚がフラッシュバックし、とても嫌な気持ちになる。物事が手につかなくなり気づくと何時間も経っていたり、長く体調を崩すこともある
- ・ 入浴が被害を思い起こすきっかけとなるため、とても苦痛を感じる。恐怖感から何日も入浴できないことがある
- ・ 嫌な記憶を思い出すようなものごとを意識的にも無意識的にも避けてしまい、行動範囲や選択肢を狭めていると感じる。男性との会話や電車での隣席、加害者と同名や同世代の人物、加害当時に身の回りにあったものや流行歌など
- ・ 食べ物に依存し、過食や食べ吐きなどの摂食障害

14. 現在困っていること

- ・ 両親の介護など、兄弟で協力しあわないといけない時に、どう振る舞えばよいかわからない(兄嫁、自分の妹、その他の親戚は兄からの性虐待の事実を知らない)
- ・ 両親や夫の両親は、子ども(孫)を望んでいるが、自分はどう考えているかわからない。不安が強い。
- ・ 休職したが、友人や夫の家族に PTSD と言えないので、病気のこと、治療中のことを話せないで、親しくしていた人とも距離ができてきた。
- ・ 結婚できない
- ・ 性関係を持ってない
- ・ 性虐待の記憶が出てきたのは 10 年前。それから少しずつ思い出して、まだ部分的にしか思い出せていない。近親姦虐待の記憶を思い出す作業は大変辛く、病気休職を取った時もある。治療を受けながら裁判を起こす体力も気力もない。
- ・ ひとつ屋根の下で、家族全員と暮らしているので、感覚が麻痺していくところもある。死にたいと思うので、疲れる。
- ・ 対人恐怖
- ・ 必死に就職活動も頑張る前へ進もうと頑張っているのに、被害の後遺症でなかなか思うようにいかないで苦しんでいる。背景を知らない人から「前に進まなきゃ」と言われるたびに「必死に進んでるわ!」と言われる。
- ・ 原家族との実質的な絶縁状態や心理的な距離。(子どもがいるので、最近自分より子どもへの心理的な影響を考える。)